

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

電子申請または電子媒体申請を活用しませんか

- 健康保険・厚生年金保険の被保険者資格取得届などの手続きは、届書、電子申請または電子媒体のいずれかで届出いただいております。
- 電子申請または電子媒体による届出をご利用いただくと、届書をご利用いただく場合と比較して次のようなメリットがあります。ぜひこの機会に利用をご検討ください。
 - ◆ 年金事務所へ手続きに行く時間が省略できます。 ⇒詳細①
 - ◆ 届出対象の被保険者の人数が多くても、作成が簡単です。 ⇒詳細②
 - ◆ 作成した届出に記入もれがないか、確認が簡単です。 ⇒詳細②


【詳細①：電子申請】

事業所に設置されているパソコンから、オンライン上の e-Gov：電子政府の総合窓口をご利用いただくと、**24 時間いつでも作成・届出**することができます。

【詳細②：電子申請・電子媒体（CDやDVD）】

事業所に設置されているパソコンから、**日本年金機構ホームページで提供している専用ソフト**をご利用いただくと、**記入もれ等のケアレスミスがないかシステムチェックしたうえで作成**することができます。

- 電子申請についての詳細はこちら

日本年金機構 電子申請 検 索  (<http://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html>)

- 電子媒体による届出の詳細はこちら

日本年金機構 電子媒体申請 検 索  (<http://www.nenkin.go.jp/denshibenri/denshibaitai.html>)

- 電話によるご相談はこちら

⇒ 【日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口（ヘルプデスク）】 **0570-058-555**

※050 から始まる電話でおかけになる場合は「(東京) 03-6700-1144」にお電話ください。

「公的年金等の源泉徴収票」を発送しています

日本年金機構からお支払いする老齢厚生年金等を受け取られている方へ「平成 29 年分公的年金等の源泉徴収票」を平成 30 年 1 月 12 日から順次発送しています。

年金を受け取られている従業員の方にお伝えください。

平成 30 年 3 月から各種届出の様式が変更になります

- これまで日本年金機構に提出していただいていた様式について、同一の提出契機のもの（70 歳該当届と資格取得届など）や共通の届出項目が多い様式を統廃合するとともに、届出様式にマイナンバー記載欄を設け、マイナンバーによる届出を可能とする予定です。
- また、平成 30 年 3 月から、マイナンバーを活用して被保険者等の氏名及び住所変更の届出の省略を実施する予定です。
- 新しい届出様式、マイナンバーを活用した氏名変更、住所変更の届出省略等の詳細につきましては、日本年金機構ホームページ等で順次お知らせしてまいります。



日本年金機構
Japan Pension Service

◆予約による年金相談を行っております

年金事務所では現在、「**年金相談の予約制**」を推進しております。この取り組みにより、お客様をお待たせすることなく年金相談を行うことができます。また、年金事務所は年金相談に来られる方の相談内容を事前に把握することにより必要な準備を行い、お客様に対してより丁寧な相談対応が可能となります。年金相談にお越しになれる方は、事前に年金事務所へお電話でご予約いただくことをお勧めいたします。

◆年金相談の時間延長と週末相談のご案内

山口県内の各年金事務所では、年金相談の時間延長と週末相談を行っています。

- 平日（休日明けを除く） 8：30～17：15
- 月曜日（休日明けの初日） 8：30～19：00
⇒2月5日、13日、19日、26日
- 週末相談日（第二土曜日） 9：30～16：00
⇒2月10日

平成30年2月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

※山口県内の各年金事務所・**防府年金相談センター**（山口年金事務所管理）では、**窓口の一部を予約制**にしています。

予約の申し込みは「**ねんきんダイヤル**」へ！！ **0570-05-1165**
 ねんきんダイヤルに繋がらない場合は、各年金事務所（下記及び出張相談所開設のご案内の電話番号）までお問い合わせください。

- ・山口年金事務所（予約 ☎ 083-922-5660）
- ・下関年金事務所（予約 ☎ 083-222-5587）

◆出張相談所開設のご案内

日	時	会 場	管轄年金事務所
2月15日（木）	10:00～16:00	菊川総合支所	下関年金事務所
2月22日（木）	10:00～16:00	豊北総合支所	
2月1日（木）	10:00～16:00	【予約制】 平生町商工会	徳山年金事務所 (☎0834-31-2152)
2月14日（水）	9:30～15:30	【予約制】 光市役所	
2月28日（水）	9:30～15:30	【予約制】 下松市役所	
2月14日（水）	9:30～15:30	【予約制】 美祢市民会館	宇部年金事務所 (☎0836-33-7111)
2月8日（木）	10:00～16:00	【予約制】 柳井市役所	岩国年金事務所 (☎0827-24-2222)
2月20日（火）	10:00～16:00	【予約制】 周防大島町久賀総合センター	
2月22日（木）	10:00～16:00	【予約制】 柳井市役所	
2月8日（木）	10:00～15:00	【予約制】 長門市役所	萩年金事務所 (☎0838-24-2158)
2月21日（水）	10:00～12:00	【予約可】 萩市役所須佐総合事務所	
2月22日（木）	10:00～15:00	【予約制】 長門市役所	

徳山年金事務所、宇部年金事務所、岩国年金事務所管内および長門市役所での出張年金相談は、**【予約制】**となっています。事前に管轄年金事務所へ電話で予約をお願いします。
 ※相談にお越しの際には、**年金証書、振込通知書、年金手帳や健康保険被保険者証**などの、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。本人以外の方が相談される場合には、本人からの**委任状**とお見えになる方の本人確認ができる**証明書（運転免許証等）**が必要です。